

令和3年12月24日

令和3年12月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月24日（金）午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第68号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第71号 非農地証明願について

議案第72号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

局長 それでは、ただいまより令和3年12月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、14番井内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は10番吉村委員と11番桑内委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第68号、下限面積（別段の面積）の設定について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。下限面積（別段の面積）の設定について、提案並びに説明をいたします。

(議案書に基づいて内容の説明)

なお、下限面積（別段の面積）の設定については、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっております。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）により、農業委員会は毎年この下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

別紙下限面積設定参考資料にも記載させていただいておりますが、農地法施行規則第17条第1項第3号で、別段の面積は、設定区域内において事業に供している者の総数が、全農家数のおおむね40%を下らないように算定するという規定

がありまして、その規定と、2015年農林業センサス農林業経営体調査結果を基に算定された面積40アールが現在の石井町の下限面積（別段の面積）として設定されておりました。

また、一定の経営面積が確保されないと、生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されること、また、現行の面積で意欲ある新規参入者の障害とはならないと考えられることなどから、40アールが下限面積として適当であると見なされました。

ところで、2020年農林業センサスによりますと30アール未満の農家の割合は、37.38%で2015年農林業センサスの37.14%とほとんど変わりません。

また、経営耕地面積規模別面積及び経営体数から40アール未満の農家の割合は46%程度と推計されます。

よって、下限面積（別段の面積）の設定については、石井町全体が自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であるので、設定区域は石井町全域、下限面積は40アールの現行のまま変更は行わないことを提案いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの議案並びに提案について、ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

それでは、ご質問・ご意見がないようでございますので、採決をいたします。

議案第68号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成でございますので、議案第68号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。
（議案書に基づいて内容を説明）

受付番号197から200については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号197、高原字東高原の担当で

あります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第69号 受付番号197号について説明いたします。

12月14日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

譲渡人は会社員で農業を廃業するため売却することになりました。

申請農地は譲渡人の宅地に隣接した袋地ですが、農地への侵入については、宅地購入者と話ができていることを確認しました。

譲受人は、現在、ブロッコリー等の野菜栽培に従事しており、農業に必要な農機具はそろっています。

農地は、所有農地と購入地を併せて〇〇〇〇㎡あり、石井町の下限面積の要件を満たしております。

農業には、本人と母親で年間300日従事していますので許可相当と考えます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号197について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号197は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号198、浦庄字上浦の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第69号 受付番号198号について説明いたします。

12月15日に農地法第3条の規定による許可申請について、黒住委員、吉浦委員、私と譲受人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の場所は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記簿、現況ともに田、面積64㎡と浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記簿、現況ともに田、面積854㎡で申請されております。

今回の申請地は、譲渡人が耕作困難なため、譲受人に相談があって話がまとまったそうです。

譲受人はトラクター、田植機等を所有しており、稲作を中心に耕作しております。

石井町における下限面積の要件も満たしており、所有権移転後は、稲作をすることです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号198について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号198は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号199、藍畑字高畑東の担当であります11番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第69号 受付番号199号について説明いたします。

12月19日に吉村委員、中村委員と私の3名で申請地に出向き、譲受人と会い、聞き取りと現地視察を行いました。

譲受人は家族で酪農業を営んでおり、申請地で牧草を栽培すると聞いております。

譲受人は酪農業に年間300日従事しており、トラクター、トラックも所有しています。

以上のことから許可相当と考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号199について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

たします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号199は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号200、藍畑字高畑東の担当であります11番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第69号 受付番号200号について説明いたします。

12月19日に吉村委員、中村委員と私の3名で申請地に出向き、譲受人及び代理人と会い、聞き取りと現地視察を行いました。

譲受人は譲渡人の親戚筋にあたり、以前から県外に住む譲渡人にかわり、土地の管理等を行っていました。

譲渡人より所有権移転の話があり、今回の申請にいたったとのことでした。

譲受人は農業に年間320日従事しており、トラクター、コンバイン等を所有し、米、ブロッコリー、枝豆等の作物を作っており、申請地においても同様に耕作すると聞いています。

面積が小さい土地が申請地の中にありますが、場所がわかっているので、きちんと管理していくと聞いています。

以上のことから許可相当と考えますので、ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号200について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号200は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

ては1件です。

(議案書に基づいて説明)

受付番号201については、以上です。

議長 それでは、受付番号201、高川原字高川原の担当委員であります13番加藤職務代理から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第70号、受付番号201について説明いたします。

12月16日に1,000㎡を超える案件のため、事務局から太田事務局長と片岡主幹の2名、矢部会長、大西委員、井内委員と私の農業委員4名で申請地に出向き、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

聞き取り調査の相手は、譲渡人及び譲受人から委任を受けた行政書士と太陽光発電工事業者でした。

譲渡人は高齢で、農業の後継者がおらず耕作することが困難になっており、申請地周辺が太陽光発電に適していることから土地の有効活用のため、転用売買することにしたとのことです。

工事は20cmほど盛土をして、その上に防草シートを全面に敷き詰め、南側は1mほど内側にフェンスを作り、西、東、北側は50cmほど内側にフェンスを作るそうです。

そのため、北側、南側の耕作の障害にはならないと思われま

す。雨水は、自然浸透としており、西側に飯尾川への排水路があるので周囲には影響はないと思われま

す。また、周囲は既存コンクリート擁壁で囲われているので、土砂の流出はないと見込まれます。

申請地に何らかの問題が生じたときは、譲受人の責任で解決するとのこと

です。以上の結果から、農地転用することに問題はないと思いますので、皆様のご審議のほど、よろしくお

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いします。

局長 受付番号201の申請地は、令和2年に農用地区域から除外された第2種農地で、概要につきましては、ただいま加藤委員が説明されたとおりです。

転用目的は、譲渡人に農業経営の後継者がなく今後は耕作が困難であり、周囲に高い建物が無いので、太陽光発電施設用地として土地を有効活用するためとのことでありま

す。申請地は田であるため、再生砕石で20cm造成し、雑草が繁茂しないよう防草シートを敷きます。

雨水は地下浸透です。

周囲の農地には影響がないと見込まれますが、万が一、被害が生じた場合には譲受人の責任で対応することが、事業計画書に明記されております。

申請地の南側と北側に墓地がありますが、墓地及び境界に影響がないように、パネル及びフェンスが設置されます。

融資証明書が添付されており、資金計画は適切です。

高川原水利組合からは、本申請は差し支えがないとの意見書が添付されております。

再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書が添付されております。申請地内に電力柱が新設されることについては、四国電力株式会社との系統連絡に係る契約のご案内で契約内容が示されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問、ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号201について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号201は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第71号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号202については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号202、藍畑字東覚円の担当であります10番吉村委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第71号、受付番号202について説明いたします。
先日、中村委員、桑内委員、私の3名で聞き取り調査を行いました。
倉庫は敷地内にある建物で、長年物置、車庫として使用しているものであります。
非農地と証明することに特別問題はないと思われますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号202、申請地の農地区分は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要は、吉村委員が説明されたとおりであります。

線引き前の昭和35年頃に建築された倉庫の敷地として、現在まで利用されております。

空中写真の撮影年月日は、昭和44年5月1日、証明日は令和3年11月4日です。

申請地は倉庫が現在も存在することから、農地への復元は著しく困難であると思われれます。

申請地の地域に地元土地改良区の組織は存在しません。

申請地は町道及び住宅地で囲われており、周囲の農地への影響はないと見込まれます。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明の交付に問題はないと判断しております。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑があればしていただく。なければ次に進む。)

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号202について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号202は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第72号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号203については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号203、高川原字高川原の担当委員であります13番加藤職務代理から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第72号、受付番号203、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。

12月16日に大西委員、井内委員と私の3名で現地調査を行いました。

証明願は、被相続人の子である相続人が提出しております。

農地は高川原字高川原〇〇〇番など3筆であります。

現地は、耕作地の四隅に前作の水稻の跡が確認できるとともに耕耘されており、耕作が継続されていることを確認しました。

以上の結果、何ら問題はないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

1 番 田幡委員
申請地は市街化区域の農地ですか。

事務局 市街化区域です。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号203について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号203は、適格者として証明書を交付いた
します。

議 長 以上で本日の議案審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和3年12月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思いを
ます。慎重審議ありがとうございました。